

企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」

企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（最終改正平成23年3月25日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

改正後	改正前
<p>企業会計基準適用指針第14号 「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」</p> <p style="text-align: right;">平成19年 3月14日 改正平成20年12月26日 改正平成21年 3月27日 改正平成22年 6月30日 改正平成23年 3月25日 <u>最終改正平成24年 6月29日</u> 企業会計基準委員会</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>本企業会計基準は、平成24年5月17日までに公表された次の会計基準等による修正が反映されている。 ・企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」（平成24年5月17日公表）</p> </div>	<p>企業会計基準適用指針第14号 「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」</p> <p style="text-align: right;">平成19年 3月14日 改正平成20年12月26日 改正平成21年 3月27日 改正平成22年 6月30日 <u>最終改正平成23年 3月25日</u> 企業会計基準委員会</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>本企業会計基準は、平成24年5月17日までに公表された次の会計基準等による修正が反映されている。 ・企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」（平成24年5月17日公表）</p> </div>
<p>適用指針 開示 四半期財務諸表の科目の表示 四半期財務諸表の科目の集約記載の取扱い</p> <p>31. 四半期連結貸借対照表又は四半期個別貸借対照表、四半期連結損益及び包括利益計算書、四半期連結損益計算書又は四半期個別損益計算書、並びに四半期連結包括利益計算書の表示科目については、質的及び金額的な重要性を考慮して主要な表示科目を決定した上で、原則として独立掲記し、その他の科目は集</p>	<p>適用指針 開示 四半期財務諸表の科目の表示 四半期財務諸表の科目の集約記載の取扱い</p> <p>31. 四半期連結貸借対照表又は四半期個別貸借対照表、四半期連結損益及び包括利益計算書又は四半期個別損益及び包括利益計算書、四半期連結損益計算書又は四半期個別損益計算書、並びに四半期連結包括利益計算書又は四半期個別包括利益計算書の表示科目については、質的及び金額的な重要性を考慮して主要</p>

改正後	改正前
<p>約して記載することができる。なお、主要な科目について独立掲記しない場合には、当該科目及びその金額を注記することとする。</p>	<p>な表示科目を決定した上で、原則として独立掲記し、その他の科目は集約して記載することができる。なお、主要な科目について独立掲記しない場合には、当該科目及びその金額を注記することとする。</p>
<p>1株当たり四半期純損益 (1株当たり四半期純損益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎)</p> <p>51. 開示する1株当たり四半期純損益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎には、次の事項が含まれることとする。</p> <p>(1) 四半期連結損益及び包括利益計算書、あるいは四半期連結損益計算書又は四半期個別損益計算書における四半期純損益、1株当たり四半期純損益の算定に用いられた普通株式に係る四半期純損益及びこれらの差額(普通株主に帰属しない金額)の主要な内訳</p> <p>(2) 1株当たり四半期純損益の算定に用いられた普通株式(普通株式と同等の株式を含む)の期中平均株式数</p> <p>(3) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた四半期純損益調整額</p> <p>(4) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた普通株式増加数</p> <p>(5) 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について、前年度末から重要な変動がある場合にはその概要</p>	<p>1株当たり四半期純損益 (1株当たり四半期純損益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎)</p> <p>51. 開示する1株当たり四半期純損益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎には、次の事項が含まれることとする。</p> <p>(1) 四半期連結損益及び包括利益計算書又は四半期個別損益及び包括利益計算書、あるいは四半期連結損益計算書又は四半期個別損益計算書における四半期純損益、1株当たり四半期純損益の算定に用いられた普通株式に係る四半期純損益及びこれらの差額(普通株主に帰属しない金額)の主要な内訳</p> <p>(2) 1株当たり四半期純損益の算定に用いられた普通株式(普通株式と同等の株式を含む)の期中平均株式数</p> <p>(3) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた四半期純損益調整額</p> <p>(4) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた普通株式増加数</p> <p>(5) 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について、前年度末から重要な変動がある場合にはその概要</p>
<p>(逆取得となる吸収合併の場合で、結合後企業が四半期連結財務諸表を作成しない企業結合)</p> <p>67. 逆取得となる吸収合併の場合で、結合後企業が四半期連結財務諸表を作成していないときは、パーチェス法を適用したとした場合に四半期個別貸借対照表及び四半期個別損益計算書に及ぼす損益への影響の概算額を注記する。当該注記は、企業結合</p>	<p>(逆取得となる吸収合併の場合で、結合後企業が四半期連結財務諸表を作成しない企業結合)</p> <p>67. 逆取得となる吸収合併の場合で、結合後企業が四半期連結財務諸表を作成していないときは、パーチェス法を適用したとした場合に四半期個別貸借対照表及び<u>四半期個別損益及び包括利益計算書又は四半期個別損益計算書</u>に及ぼす損益への影響の概</p>

改正後	改正前
<p>を行った四半期会計期間後においても、「影響の概算額」の重要性が乏しくなった場合を除き、四半期会計期間ごとに継続的に開示する。</p>	<p>算額を注記する。当該注記は、企業結合を行った四半期会計期間後においても、「影響の概算額」の重要性が乏しくなった場合を除き、四半期会計期間ごとに継続的に開示する。</p>
<p>(子会社が親会社を吸収合併した場合で、当該子会社が四半期連結財務諸表を作成しない企業結合)</p> <p>71. 子会社が親会社を吸収合併した場合で、当該子会社が四半期連結財務諸表を作成していないときは、親会社が当該子会社を吸収合併したものとした場合と比較した当該子会社の四半期個別貸借対照表及び四半期個別損益計算書に及ぼす損益への影響の概算額を注記する。</p>	<p>(子会社が親会社を吸収合併した場合で、当該子会社が四半期連結財務諸表を作成しない企業結合)</p> <p>71. 子会社が親会社を吸収合併した場合で、当該子会社が四半期連結財務諸表を作成していないときは、親会社が当該子会社を吸収合併したものとした場合と比較した当該子会社の四半期個別貸借対照表及び四半期個別損益及び包括利益計算書又は四半期個別損益計算書に及ぼす損益への影響の概算額を注記する。</p>
<p>適用時期 (平成 24 年改正適用指針)</p> <p>81-6. <u>平成 24 年改正の本適用指針（以下「平成 24 年改正適用指針」という。）の適用時期は、平成 24 年改正の会計基準と同様とする。</u></p>	<p>適用時期</p> <p>(新 設)</p>
<p>82-6. <u>平成 24 年改正適用指針は、第 246 回企業会計基準委員会に出席した委員 10 名全員の賛成により承認された。</u></p>	<p>(新 設)</p>